# 映画出演契約書

映画制作社であり、[ ]に所在する[制作社名](以下"制作社"とする)と、[ に住所を置く俳優の[ ](以下"俳優"とする)、俳優のマネージメント社であ	9 [
]に所在する[マネージメント社名] (以下"マネージメント社"とする) は、 演にかかわる契約を以下の通り締結する。	<b>哭</b> 画
第1条(契約の目的) 本契約の目的は、第2条に明示された映画(以下"本件の映画"とする)の出演と関連制作社、俳優およびマネージメント社の権利と義務を明確にすることにある。	連した
第2条(出演映画)	
1. 題 名: (仮題) 2. 監 督: 3. 規 格: 4. 公開予定日:	
<ul> <li>第3条 (制作期間)</li> <li>①本件の映画の制作期間は、プリプロダクション (pre-production) 、プロダクション oduction) 、ポストプロダクション (post-production) を含み、[ ]年[ 月から[ ]年[ ]月までとし、具体的な日程は次のとおりとする。</li> <li>1. プリプロダクション</li> </ul>	ン(pr ]
2. プロダクション:撮影開始日[ ]年[ ]月[ ]日 撮影終了日[ ]年[ ]月[ ]日 3. ポストプロダクション	
②第1項の日程は必要に応じて変更できるが、[ ]年[ ]月までに初回の撮影 始されなければならない。	影が開
③ "制作社"が[ ]年[ ]月までに初回の撮影を開始できない場合、"俳優" 影遅延の対価として1日当たり金[ ]ウォンを支給しなければならない。 "制作社"が[ ]年[ ]月から3か月が経過した時点まで撮影を開始できた 合、"俳優"は本契約を解除し、支給された契約金および約定遅延金を違約罰として することができる。	, 万一 ない場
第4条(プリプロダクションへの参加義務)	

"俳優"は作品の分析、作品の協議、台本の読み込み、リハーサル、ワークショップへの参

加など、撮影前の事前準備作業に参加しなければならない。

# 第5条(撮影義務)

- ① "俳優"は撮影開始日から撮影終了日まで監督の指示に従い、撮影に誠実にのぞまなければならない。
- ② "制作社"は映画製作のため"俳優"に対し特殊衣装および小道具などを提供することができ、"俳優"は撮影終了後にこれを返還しなければならない。

## 第6条(ポストプロダクションへの協力義務)

"俳優"は撮影終了日が過ぎた後でも、ポストプロダクション期間内には"制作社"が要請する再撮影、アフレコなどに誠実に協力しなければならない。

## 第7条(広報等協力義務)

- ① "俳優"は本件の映画の広報およびマーケティング業務の一環として行われるポスター撮影、予告編の製作、各種広報素材の製作、広報用インタビュー、舞台挨拶、海外プロモーションなどに最大限協力しなければならない。
- ②本件の映画の広報およびマーケティング業務は、主に劇場公開日前後30日以内に行われるが、海外配給のためのプロモーションの場合、海外配給日程を考慮して定めた時期に行うことができる。
- ③ "制作社"は上記の行事を行うための進行性経費を実費負担し、海外プロモーションの場合は"俳優"の経費以外に、同伴する[ ]名への経費を追加負担するものとする。

# 第8条 (メイキングフィルム製作時の協力義務)

"制作社"は、メイキングフィルムを製作することができ、"俳優"は積極的に協力しなければならない。

## 第9条 (撮影日程の事前通知)

"制作社"は"俳優"が第4条ないし第8条の義務を誠実に履行できるよう、少なくとも7日前には参加する日付および場所を通知しなければならず、もしも"俳優"が合理的な理由をもって調整を要請する場合は、誠実に協議をしなければならない。

#### 第10条 (陳述および保証)

- ① "俳優"は第3者との契約において、"俳優"の本件の映画への出演を禁止したり制限したりする規定が存在しなくとも、他に本件の映画の撮影が妨害されるような事由が無いことを保証する。
- ② "制作社"は"俳優"と"マネージメント社"に対して、本件の映画の企画、シナリオ作業、撮影、制作、上映、広報が他人の著作権、その他の知的財産権、名誉、プライバシーを

侵害しないことを含め、大韓民国のあらゆる法令に違反しないことを保証する。

## 第11条(報酬の支給)

"制作社"は"俳優"の"マネージメント社"に対し、金[ ]ウォン(付加価値 税込み)を次の方法で支給するものとする。

1. 支給口座: [ ]銀行、口座番号: [ ]

2. 契 約 金:金[ ]ウォン(付加価値税込み)、[ ]年[ ]月[ ]日まで 3. 残 金:金[ ]ウォン(付加価値税込み)、[ ]年[ ]月[ ]日まで

## 第12条(特別ボーナスの支給)

全国劇場有料観覧客数[ ]名を超過した場合、"制作社"は超過観覧客数×[ ] ウォンに該当する金額を"俳優"に特別ボーナスとして支給しなければならない。

# 第13条 (安全義務)

- ① "制作社"は撮影期間中、事故に備えて安全施設および安全要員を配置し、管理する義務がある。
- ② "制作社"の故意、過失によって発生した事故について、"制作社"はすべての責任を負う。
- ③ "制作社"は、撮影期間中に"俳優"に起こり得る事故に備えて、最大補償金 \_\_\_\_ウォンの一般傷害保険に加入しなければならない。

## 第14条 (露出に関する事前協議)

"俳優"の身体露出シーン、キスシーン、情事シーンなどの露出の度合い、代役の起用などを決めなければならない撮影の場合、"制作社"は"俳優"と十分な事前協議を行わなければならない。この場合、"俳優"は羞恥心、嫌悪感などを感じるほどに露出過多と判断した場合、代役の起用を要求することができる。

#### 第15条(休息)

"制作社"は"俳優"の撮影時間が連続して8時間を超えないようにしなければならず、 "俳優"の1日の撮影が終わった後には、必ず10時間以上の休息を保障しなければならない。

#### 第16条(権利の帰属)

- ①本件の映画に関する一切の著作権および"俳優"の実演者としての権利は"制作社"に帰属する。
- ②本件の映画の撮影と関連したすべての結果物(演技、アイデア、主題、プロット、ストーリーなど)およびそれらにかかわる権利は"制作社"に帰属する。
- ③第1項にかかわらず、"制作社"が本件の映画を再編集、抜粋して収益事業に利用しよう

とする場合は、"俳優"の事前同意を得なければならない。ただし、本件の映画の広報ないしマーケティングのために使用する場合はその必要はなく、その際は"俳優"の名前、写真、声および映像などを使用できる。

④本契約書で定めのない事項は、著作権法に従う。

# 第17条 (不可抗力)

- ① "制作社"と"俳優"は、戦争、内乱、伝染病の感染爆発など、"制作社"と俳優当事者の間に責任がない事由が発生し、30日以内に解消ないし復旧がなされない場合は、本契約を解除することができ、この場合"制作社"は"俳優"に解除日までの撮影日程に比例して日割り計算した出演料を支給し、"俳優"が第11条第2項に従って契約金を受領した場合には、解除日までの撮影日程に比例して日割り計算した出演料を控除し、残金があればこれを返還する。
- ②俳優を含む主演級の重要な出演者の死亡や疾病、その他の天変地異などにより"制作社"と"俳優"当事者間に責任がない事由で契約が履行できない場合、"制作社"と"俳優"は相互の合意下で本件の契約を解除できる。

## 第18条 (契約の解除)

- ①本契約の一方の当事者が、本契約上の義務に違反した場合、相手方は15日の期間を定めて、 催告を行い、この期間内に違反事項が是正されなければ、解除することができる。
- ② "制作社"は、"俳優"が次の各号の行為を行った場合、催告なく書面通知をもって本契約を解除できる。
  - 1. 法令に違反したり、飲酒運転または向精神性の薬物使用など刑事上の犯罪行為を行ったり、その他の社会的ルールに反する行為により社会的な物議を呼び起こし、本件の映画の制作および興行に重大な支障を招く場合
  - 2. 正当な理由なく本件の映画の出演を拒否した場合や、10日以上撮影に臨まない場合

## 第19条(損害賠償)

- ①どちらか一方への帰責事由により本契約が解除された場合、帰責当事者は相手方に発生した損失を賠償しなければならない。
- ②契約が解除された場合、その帰責事由の有無と関係なく、"俳優"の第4条ないし第8条の 義務提供による結果物は"制作社"に帰属する。ただし、"俳優"は支給される出演料な いし損害補償金の支給前まで、結果物の利用を制限できる。
- ③第18条第2項により契約が解除される場合、"俳優"は"制作社"に出演料の倍額を賠償しなければならない。

## 第20条 (譲渡禁止)

本契約の一方の当事者は、本契約上の権利・義務の一部もしくはすべて、ならびに契約上の

地位を第3者に譲渡、贈与、対物弁済もしくは担保提供などの処分行為は行えない。

# 第21条(秘密保持義務)

各当事者は、相手方に提供を受けた資料、情報、本契約書の内容、その他関連する内容および資料を、双方の合意なしに本契約とは異なる目的で使用したり他人に公開もしくは漏洩したりしてはならない。

# 第22条 ("マネージメント社"の連帯保証など)

- ① "マネージメント社"は、"俳優"の本契約上の義務履行を連帯保証する。
- ② "マネージメント社"は、"制作社"と"俳優"の撮影日程を協議し、他の撮影日程に優先して本件の映画の撮影に協力するようにする。

# 第23条 (効力の発生)

本契約は、契約締結日から効力が発生する。

# 第24条(紛争の解決)

"制作社"、"俳優"および"マネージメント社"は、本契約に関連して法的紛争が発生した際は、大韓民国の法律と大韓商事仲裁院の仲裁規則に従い、大韓商事仲裁院の仲裁によって解決することとし、上の紛争について下される仲裁判定を最終的なものとし、すべての当事者に対して拘束力を持つことに合意する。

## 第25条 (未記載事項)

本契約書に明示されていない事項については、関係法令、一般的な商慣例および韓国映画界の慣例に従う。本契約の内容を証明するため、契約書を3部作成し、3者が署名・捺印したのち、それぞれが1部ずつを保管する。

年 月 日

("制作社") 商号:

住 所:

代表理事: (印)

("マネージメント社")商 号:

住 所:

代表理事: (印)

法人登録番号:

("俳優") 住 所:

住民登録番号:

姓 名: (印)